

入札説明書

1 本件入札に付する事項

(1) 委託業務名称

令和6年度浄水発生土処理業務委託

(2) 履行場所

久志浄水場、名護浄水場、石川浄水場、北谷浄水場、西原浄水場

(3) 委託業務概要

沖縄県企業局の5浄水場から排出される浄水発生土を廃棄物として適正に処理するために委託（収集運搬・処分）するものであり、本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める処分の許可を有する者が、法に定められた委託基準に従い行うものとする。

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 本件入札の方法

企業局が委託を予定している令和6年度浄水発生土処理業務委託（収集運搬・処分）に係る入札を「本件入札」とし、一般競争入札により行う。

2 入札参加資格

(1) 本件入札に参加する者に必要な資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に規定する許可（沖縄県知事の許可に限る。）を受けた者で、当該許可の事業の範囲に無機性汚泥を含むもの及び同法第14条第1項に規定する許可（沖縄県知事の許可に限る。）を受けたもの。

(2) 入札に参加できる者

①入札に参加できる者は、次に掲げる単独事業者又は共同企業体とする。

ア 単独事業者の資格要件

(ア) 単体で収集運搬業務と処理業務を行うことができること。

(イ) 処理施設を自己保有していること。

イ 共同企業体の資格要件

(ア) 共同企業体の運営形態は、収集運搬業務と処分業務を各構成員が分担する方式であり、それぞれ1者とする。

(イ) 処分業務を担う者は、処理施設を自己保有していること。

(ウ) 共同企業体の構成員のうち処分業務を担う者を代表者とし、代表者は収集運搬業務を担う他の構成員から、落札決定までの手続きについて委任を受け、全ての責任を負うこと。

②本業務の履行にあたり、運搬車両、計量器等の必要な資機材を有する者であること。

③本業務における汚泥搬出量を処理できる能力を有するものであること。

④本業務における汚泥搬出量のうち1週間（7日）分以上の量を保管できる施設を有すること。

⑤浄水発生土を造粒固化により処理し、有効利用ができる者であること。

⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(3) その他

本件入札の公告により一般競争入札に参加することができない者でないこと。

また、3（1）⑩の「誓約書」に反する事実が判明した場合は、本件入札に参加することができない又は入札参加資格を取消す場合がある。

3 一般競争入札参加資格登録申請書等の提出について

(1) 申請書類

- ① 一般競争入札参加資格登録申請書（様式2）
- ② 共同企業体入札参加資格審査申請書（様式3） *共同企業体
- ③ 共同企業体協定書（様式4） *共同企業体
- ④ 法人にあつては、登記事項証明書
*発行後3か月以内のもの
- ⑤ 個人にあつては、本籍地の市町村が発行する身元（分）証明書
*発行後3か月以内のもの
- ⑥ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことが確認できる書類又は徴収の猶予（地方税法附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
- ⑦ 2（1）の許可を受けたことを証する書類の写し
- ⑧ 産業廃棄物処分場の案内図、施設平面図、処分施設写真、保管施設の容量計算書
- ⑨ 収集運搬車両届出の写し（車検証の写し、車両写真（車両番号を確認できるもの））
- ⑩ トラックスケール等計量器の検査証明書の写し
- ⑪ 誓約書（様式5）
- ⑫ 法人にあつては、役員名簿（様式6）
提出部数は各1部とする。

共同企業体で行う場合は、代表者、構成員ともに④～⑦、⑪～⑫の書類を提出すること。

(2) 提出期間

令和6年2月7日（水曜日）から令和6年3月7日（木曜日）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後4時まで

(3) 提出場所

沖縄県企業局配水管理課（県庁12階）

4 入札参加資格の審査及び通知

(1) 審査結果及び通知

一般競争入札参加資格の審査結果は、3（1）の申請書類の受理後、その結果を3月12日（火）までに書面により通知する。

(2) 審査結果に不服がある場合

申請者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日を除く。）に、契約担当者に書面によりその理由について説明を求められることができる。

契約担当者は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内（土曜、日曜及び祝日を除く。）に書面により回答する。

5 質問票の提出について

本件入札に関する質問を行う場合は次のとおりとする。

(1) 様式

質問票（様式1）を使用する。

(2) 提出方法

郵送等または電子メールとする。郵送等の場合は到達確認が可能な手段に限る。

電子メールの場合は件名を「令和6年度浄水発生土処理業務委託の入札に関する質問」とする。

提出先メールアドレス haisui@eb.pref.okinawa.lg.jp

(3) 受付期間

令和6年2月7日（水曜日）から令和6年3月1日（金曜日）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）それぞれの日の午前9時から午後4時までとする。ただし、電子メールの場合はこの期間、随時受け付ける。

(4) 回答方法

令和6年3月5日（火曜日）までに随時、企業局ホームページ（<https://www.eb.pref.okinawa.jp>）へ掲載する。

6-1 本件入札の執行について

(1) 日 時

令和6年3月21日（木曜日）

午前10時 令和6年度浄水発生土処理業務委託（収集運搬・処分）久志浄水場
午前10時30分 令和6年度浄水発生土処理業務委託（収集運搬・処分）名護浄水場
午前10時45分 令和6年度浄水発生土処理業務委託（収集運搬・処分）石川浄水場
午前11時 令和6年度浄水発生土処理業務委託（収集運搬・処分）北谷浄水場
午前11時15分 令和6年度浄水発生土処理業務委託（収集運搬・処分）西原浄水場

(2) 場 所

沖縄県企業局第2会議室（沖縄県庁12階）

(3) 代理人が入札を行う場合

本人の委任状（様式7）を提出すること。

(4) 立ち会いについて

開札は、入札者を立ち合わせて行う。この場合において、立ち会わない者（郵送による入札）がいるときは、その者に代えて、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(5) 再度の入札について

すべての入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度の入札を執行する。ただし、6-4に該当する入札をした者（当該6-4（7）又は（8）に該当する場合を除く）については、再度の入札への参加を認めない。

6-2 入札書の提出について

(1) 提出者

共同企業体の提出者は代表者になる。代表者は落札決定までの手続きについて委任を受け、全ての責任を負うこと

(2) 様式

5浄水場ごとに、それぞれの様式を使用すること。

（様式8-1（久志）、8-2（名護）、8-3（石川）、8-4（北谷）、8-5（西原））

(3) 金額

入札書には、収集運搬業務と処分業務の合計金額及び内訳金額を記入する。

入札金額欄は、総額（数量（年間排出量）×単価）を記載する。

単価は浄水発生土1トン当たりの金額とする。

(4) 消費税

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下、「入札金額という。）」を、算用数字を用いて入札書に記載する。

(5) 記載内容の訂正等について

入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額、いったん提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることはできない。

(6) 提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。

①中が透けない封筒に入れて密封し、表面に「令和6年度浄水発生土処理業務委託」及び入札者名を記載し、「入札書」と明記すること。

②持参の場合は6-1（1）の日時に6-1（2）の場所へ提出すること。

③郵送の場合は令和6年3月19日（火曜日）午後4時までに簡易書留郵便により沖縄県企業局配水管理課（沖縄県庁12階）に送付すること。

④電報及び電送による入札は認めない。

6-3 入札保証金

(1) 提出者

共同企業体の提出者は代表者になる。代表者は落札決定までの手続きについて委任を受け、全ての責任を負うこと。

(2) 入札保証金

入札保証金は、別紙「入札保証金説明書」のとおりとする。

各浄水場別の見込みの排出量に見積り単価を乗じたものを基準にした入札保証金を納めること。

6-4 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (4) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (8) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (9) 入札条件に違反した入札
- (10) 連合その他不正の行為があった入札
- (11) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (12) 入札に関する条例に違反した入札

7 落札者の決定の方法

以下の示すものの他、本件入札の公告に示すとおり。

- (1) ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みしたものを落札者とする。
イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
ウ 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。
エ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- (2) 落札者については局HPで公告する。なお、久志浄水場、石川浄水場及び北谷浄水場については沖縄県公報でも公告する。また、入札の結果は各入札者に書面により通知する。

8-1 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称：沖縄県企業局配水管理課
- (2) 所在地：〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁12階）
電話番号098-866-2810

8-2 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

8-3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、沖縄県財務規則第101条第1項の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、同規則第101条第2項第1号及び第3号に該当するときは免除することができる。

9 その他留意事項

- (1) 本件入札の参加に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 法人にあつては、押印は代表者印で行うこと。
- (3) 本件入札の過程で提出された全ての書類において、事実と異なる記載がある場合は、入札参加資格の取消、その他の入札の無効、落札の取消、契約の解除等を行う場合がある。
- (4) 提出された書類について、不明な点がある場合は、個別に連絡を取る場合がある。